銚子市地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型）

委託事業者　公募要項

令和４年６月

銚　子　市

目　次

１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　地域活動支援センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　申込の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　⑴　公募要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　⑵　応募受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　⑶　申込資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　⑷　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　⑸　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

　⑹　質問の受付及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

４　事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

５　選定等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　⑴　選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　⑵　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　⑶　選定結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

　⑷　契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

６　スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

別表２　委託事業者選定審査に係る評価項目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

別添　銚子市地域活動支援センター（Ⅰ型・Ⅱ型）業務仕様書

添付書類　応募様式

**１　趣旨**

　　　地域活動支援センターは、障害を持つ方が自宅などから通い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。また、これらの活動を通して社会との交流の促進を図り、日常生活に必要な便宜を供与します。

　　　利用される方の特性に応じたきめ細やかな支援を行い、事業の良好な運営が期待できる事業者を次のとおり募集します。

**２　地域活動支援センターの概要**

　⑴　基礎的事業（別添　仕様書４事業別留意事項を参照して下さい。）。

　⑵　機能強化事業（別添　仕様書４事業別留意事項を参照して下さい。）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事業形態 | １日当たりの実利用  人数（概数） | 委託  予定数 |
| 地域活動支援センターⅠ型 | 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。  　なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とします。 | ２０名以上 | １か所 |
| 地域活動支援センターⅡ型 | 地域において雇用・就労が困難な在宅の障害を持つ方に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 | １５名以上 | １か所 |

**３　申込の手続き**

　⑴　公募要項の配付方法及び配付開始日

|  |  |
| --- | --- |
| 配付方法 | 銚子市ホームページに掲載（各自ダウンロードのこと。）  障害支援室の窓口で配布 |
| 配付開始 | 令和４年６月１日（水）  窓口での配布は、平日、午前９時から午後５時まで |

　⑵　応募方法、応募受付期間及び応募先・問合せ

|  |  |
| --- | --- |
| 応募方法 | 提出書類を持参又は郵送 |
| 応募受付期間 | 令和４年７月１日（金）から７月２９日（金）まで  持参の場合は、上記期間の平日、午前９時から午後５時まで  郵送の場合は、最終日必着 |
| 応募先・問合せ | 銚子市社会福祉課　障害支援室  銚子市若宮町１番地の１　電話　0479-24-8968 |

　⑶　申込資格　次の要件の全てを満たしていることが必要です。

　　ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）に基づく障害福祉サービス事業について、市内において５年以上運営している実績を有する法人であること。

　　イ　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当するものでないこと。

　　ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第

２２５号）に基づく更生又は再生手続をしていないこと。

　　エ　法人について、現に所得税又は法人税、県民税及び市町村民税の滞納がないこと。

　　オ　次に掲げる暴力団排除措置事由に該当しないこと。

　　　（ア）　法人が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる行動を行う団体であること。

　　　（イ）　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及びその経営に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）であること。

　　　（ウ）　暴力団関係者が法人の経営に実質的に関与していること。

　　　（エ）　法人又はその役員等が、自己又は自己が役員等となっている法人若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していること。

　　　（オ）　法人又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財政上の利益又は便宜を供与していること。

　　　（カ）　役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際をしていること。

　　　（キ）　（ア）から（カ）までに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有していること。

　　カ　経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できるものであること。

　⑷　提出書類

　　ア　銚子市地域活動支援センター事業委託申込書（様式第１号）

　　イ　事業計画書（様式第２号）

　　ウ　収支予算書（様式第３号）

　　エ　登記事項証明書

　　オ　定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類

　　カ　国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたものに限る。）又は

　　　納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書、市税においては滞納のない証明

　　　書

　　キ　直近の貸借対照表及び損益計算書、事業活動計算書又は活動計算書

　　ク　直近の事業報告書

　　ケ　役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書

　　　類

　　コ　雇用計画書（任意様式）

　　サ　暴力団排除措置に関する同意書（様式第４号）

　　シ　法人及び現在運営している障害福祉サービス事業に係る事業所の概要（様式第５号）

　　ス　サービスの提供を行う施設の平面図及び居室の写真

　⑸　留意事項

　　ア　提出書類は、各７部（正本１部、副本６部、副本は写し可）提出してください。

　　イ　提出書類は、Ａ４縦のファイルに１部ずつ綴り、インデックスを付してください。また、ファイルの表紙及び背表紙にタイトル「銚子市地域活動支援センター事業委託申込書」及び法人名を記載してください。

　　ウ　市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

　　エ　提出された書類の内容は、軽微なものを除き変更することはできません。

　　オ　提出された書類は返却しません。

　　カ　提出された書類は、今回の選定目的以外で使用されることはありません。

　　　　ただし、銚子市情報公開条例（平成１０年銚子市条例第１９号）に基づき、非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き公開の対象となります。

　　キ　申込書を提出した後に申込みを辞退する場合は、申込辞退届（様式第６号）を提出してください。

　　ク　次のいずれかに該当する場合は失格とします。

　　　（ア）　提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

　　　（イ）　選定の公平性に影響を与える行為があった場合

　　　（ウ）　本要項に違反すると認められる行為があった場合

　　ケ　申込みに関して必要となる費用は、申込者の負担とします。

　⑹　質問の受付及び回答

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和４年７月１日（金）から７月１１日（月）まで |
| 受付時間 | 午前９時から午後４時まで |
| 受付方法 | 質問書（様式第７号）に記入の上、原則メール（shogai@city.choshi.lg.jp）で提出してください。  　なお、提出時に必ず到着確認を行ってください。  　電話・口頭による受付は、行いません。 |
| 回答方法 | 回答できる全質問に対し、７月２０日（水）午前９時に質問及びその回答を銚子市ホームページに掲載する予定です。  　なお、回答後の再質問は受付しません。  　回答は募集要項の追加・変更となる場合があります。 |

**４　事業の概要**

　　　受託者が行う業務の概要は、別添「銚子市地域活動支援センター事業業務仕様書（Ⅰ型・Ⅱ型）」を参照してください。

**５　選定等について**

　⑴　選定方法

　　ア　選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、銚子市地域活動支援センター事業委託事業者選定委員会において審査を行い、審査結果を踏まえ選定します。

　　イ　プレゼンテーションの実施予定については、申込者へ後日連絡します。

　⑵　選定基準

　　　　選定する際の評価項目・評価内容は、別表のとおりとします。

　⑶　選定結果の通知

　　　　選定の結果については、申込者に対して書面で通知するとともに、市ホームページで公表する予定です。

　⑷　契約の締結

　　　　業務内容に関する細目事項、事業に係る委託料に関する事項等について、受託者と市との間で協議の上、契約を締結するものとします。

**６　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　　程 | 内　　　　　容 |
| 令和４年　６月　１日（水） | 公募要項の配布開始 |
| ７月　１日（金）  　　　～　７月１１日（月） | 公募要項に関する質問の受付 |
| ７月２０日（水） | 質問の回答（予定） |
| ７月　１日（金）  　　　～　７月２９日（金） | 応募受付期間 |
| ８月中旬予定 | プレゼンテーション  審査（委託事業者の最適候補者の選定） |
| ８月下旬予定 | 候補者の決定通知 |
| ９月　１日（木）  　　　～　９月３０日（金） | 業務の引継期間（地域活動支援センターⅠ型に限る。） |
| １０月　１日（土） | 契約書の締結 |
| 事業開始 |

**問合せ・応募先**

　〒288-8601

千葉県銚子市若宮町１番地の１

　銚子市社会福祉課　障害支援室

　電　話　０４７９－２４－８９６８

　ＦＡＸ　０４７９－２５－７３４５

　メール　shogai@city.choshi.lg.jp

**別表**

**地域活動支援センター事業委託事業者選定審査に係る評価項目等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価内容 | 配点 |
| 法人等の状況 | 財務状況が良好であるか。 | １５点 |
| 適正な収支計画が立てられているか。 |
| 事業計画からみて委託料の積算が妥当であるか。 |
| 管理運営 | 地域活動支援センターの役割に対する理解について | ３０点 |
| 障害者支援に対する基本的な考え方について |
| 適切な人員配置が可能か。 |
| 業務体制 | サービス提供方針について | ４５点 |
| 年間行事計画について |
| 人権擁護・虐待防止についての意識はどうか。 |
| 職員研修への取組みはどうか。 |
| 苦情処理に対する体制は適切か。 |
| 個人情報保護・情報公開に対する体制は適切か。 |
| 災害・事故・防犯対策は適切か。 |
| 衛生管理及び感染症対策は適切か。 |
| 関係機関との連携に対する取組みについて |
| プレゼン内容 | 応募の理由と意欲について | １０点 |
| 提出資料や説明のわかりやすさについて |
| 合　　　　　計 | | １００点 |

・合計点数は１００点満点で、審査基準点は６０点以上とし、下回ったものは失格とします。（配点合計の６割以上）

・審査対象事業者が１事業者の場合も、上記基準点を適用するものとし、基準点に満たない場合は選定しないものとします。